

BMAビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

2020
5
Issue 317

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>

2019年度(第25回)都市ビル環境の日
第12回「子ども絵画コンクール」優秀賞



『みんなで地球をまもろう!』
東郷小学校 6年 橋本 加恋さんの作品





コロナ災禍との闘い

労働力から人間力の仕事への転身

緊急事態宣言発出下、顧客先からの多様・喫緊の業務要請対応や従業員の安全確保に皆さん日々奮闘されています。本当にご苦労さまです。特に現業を抱えているビルサービスの仕事は現場従事者の感染防止措置に困難さを伴います。そのような苦境の中、会員の皆さんは斯業の社会的責務を全うすべく尽力されていることに深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

コロナとの闘いの終息まで一致団結“我慢”をもって、この苦難の時を乗り越えてまいりましょう。

■ 本年度「定時総会」順延のお届け ■

毎年5月定時に開催しています県協会総会ですが、緊急事態宣言の5月延長も予測される中、その定時開催中止を余儀されました。適時の安全開催まで順延しますので、どうぞご理解とご協力をお願い致します。

支援措置

- (1) 全協会費を4月～6月の間、5千円減免します。
- (2) 公的支援制度(助成・補償等)活用のガイダンス・セミナー実施
＝全協主管の当該「緊急 WEB セミナー(無料)」を専門中小企業診断士により4月29日に開催。
⇒見逃された方は全協ホームページでご確認ください。
- (3) 感染対策用品不足への支援措置
＝最前線で苦闘されている医療施設・高齢者福祉施設の清掃管理者を優先して、必需品である“サージカルマスク：1万枚”を会員公募にて配付(4月下旬実施)
- (4) 官公施設の休館・休業に伴う管理業務一時停止への対処
＝当該期間における従事者休業への補償措置が保全されるよう政治連盟と連携し、関係行政機関へ強い要請を行っています。
- (5) 失業対策＝雇用助成金制度の特例措置拡充への働きかけ
他産業では零細・小企業での一時解雇・雇止めが深刻化。ビルメンテナンスの雇用維持・安定を図るべく同助成制度のBM業態適用化を図っています。
⇒県協会「雇用促進支援部会」主導にて、その会員活用を推進していきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充します

一雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めてください一

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例の対象となる事業主 ▶ **新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。**

令和2年4月1日から**令和2年6月30日**まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

助成内容のポイント	中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成(※1、2)	助成率	
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4 / 5	2 / 3
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ解雇等をしていないなど上乗せの要件(※3、4)を満たす事業主	9 / 10	3 / 4
②教育訓練を実施したときの加算	加算額	
教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練(自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む)を実施※5	2,400円	1,800円
③支給限度日数	限度日数	
通常時	1年間で100日	
緊急対応期間	上記限度日数とは別枠で利用可能	
④雇用保険被保険者でない方	助成率	
雇用保険被保険者でない方を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在)

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

※3 下記の【助成内容や対象を大幅に拡充します】の②を参照ください。 ※4 出向は当該助成率は適用されません。

※5 雇用保険被保険者のみが対象となります。 ※ 風俗営業等関係事業主への支給も可能とします。

【助成内容や対象を大幅に拡充します】

令和2年4月1日から**令和2年6月30日**まで(緊急対応期間)の休業等に適用されます。

① 休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を引き上げます。 **NEW**

【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】

② 以下の要件を満たし、解雇等をしなかった事業主に助成率の上乗せをします。 **NEW**

【中小企業：4/5から9/10へ】【大企業：2/3から3/4へ】

ア 1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までの間に事業所労働者の解雇等(解雇と見なされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む)をしていないこと。

イ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(1月24日から判定基礎期間の末日まで)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。

③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げをします。 **NEW**

教育訓練が必要な被保険者の方について、自宅でインターネット等を用いた教育訓練もできるように、加算額の引き上げを行います。【中小企業：2,400円】【大企業：1,800円】

※助成対象となる教育訓練となるかどうか不明な場合には、実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

④ 新規学卒採用者等も対象としています。

新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象としています。

(※本特例は、休業等の初日が令和2年1月24日以降の休業等に適用されています)

⑤ 支給限度日数に関わらず活用できます。NEW

「緊急対応期間」に実施した休業は、1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用できます。

⑥ 雇用保険被保険者でない労働者も休業の対象とします。NEW

事業主と雇用関係にある週20時間未満の労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)などが対象となります。

【受給のための要件の更なる緩和をします】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。ただし、①生産指標の要件緩和については、緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用されます。

① 生産指標の要件を緩和します。NEW

ア 生産指標の確認は、提出があった月の前月と対前年同月比で10%の減少が必要でしたが、対象期間の初日が緊急対応期間である令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、これを5%減少とします。

イ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します)

② 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

③ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃しています。

過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象としています。

④ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和しています。

(※この場合の生産指標の確認は、提出があった月の前月と令和元年12月を比べます)

⑤ 休業規模の要件を緩和します。NEW

休業等の延べ日数が対象労働者に係る所定労働日数の1/20(中小企業)、1/15(大企業)以上となるものであることとしていましたが、これを1/40(中小企業)、1/30(大企業)以上に緩和します。

【雇用調整助成金が活用しやすくなります】

休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用されます。

① 事後提出を可能とし提出期間を延長します。NEW

すでに休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日までは、事後に提出することが可能です。

(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します)

② 短時間休業の要件を緩和し活用しやすくします。NEW

短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、事業所内の部門、店舗等施設毎の休業も対象とする等緩和し、活用しやすくします。

③ 残業相殺制度を当面停止します。NEW

支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること(残業相殺)を当面停止します。

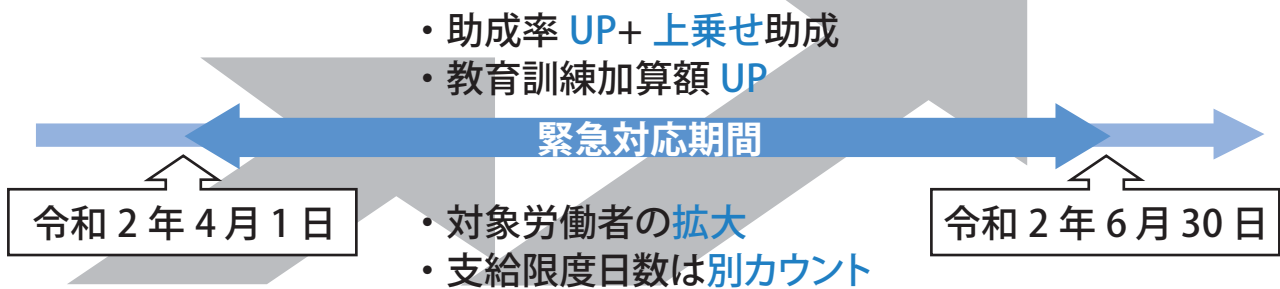
【短時間休業の要件緩和の活用例】

- ① 立地が独立した部門ごとの短時間一斉休業を可能とします。
(例：客数の落ち込んだ店舗のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業)
- ② 常時配置が必要な者を除いて短時間休業を可能とします。
(例：ホテルの施設管理者等を除いた短時間休業)
- ③ 同じ勤務シフトの労働者が同じ時間帯に行う短時間休業を可能とします。
(例：8時間3交代制を6時間4交代制にして2時間分を短時間休業と扱う)

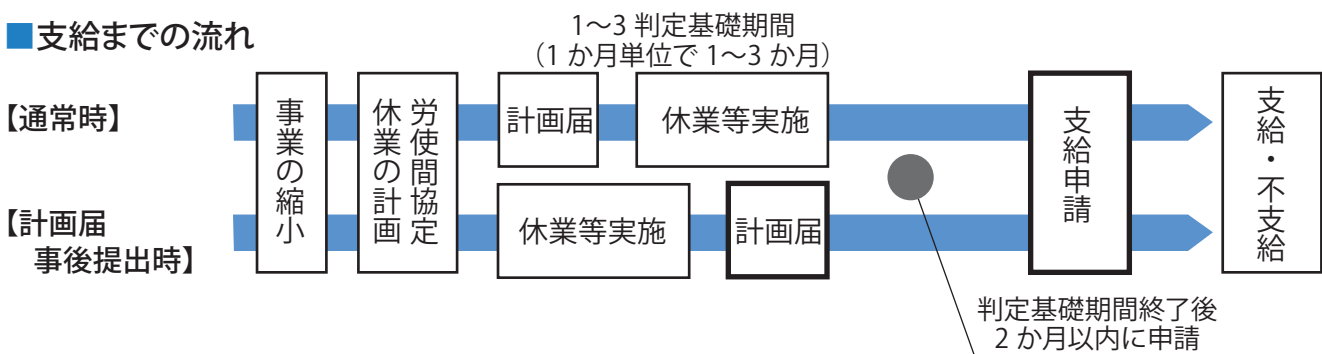
【教育訓練の拡充の活用例】

- ・従前は訓練日に就労することができませんでしたが、半日訓練後、半日就労することを可能とします。
(※半日訓練の場合は、加算額が半額になります)
 - ・感染防止拡大の観点から、自宅等で行う訓練も助成対象となる訓練とします。
- ※助成対象となる教育訓練となるかどうか不明な場合には、実施前に管轄の労働局等にお問い合わせください。

緊急対応期間中の休業は



■支給までの流れ



<2019年度2月分> 労働災害発生状況

Report

労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3	7			1			
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人				1			2	14

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人		1	1	1	2	1	8	14

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	2	1	3	4	3	1		14

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた 技能実習生の在留諸申請の取り扱いについて

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

⇒「短期滞在(90日・就労不可)」又は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

(4月3日変更点:許可する在留期間を30日から90日、1か月から3か月に変更)

※「特定活動」は、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

※帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

③「特定技能1号」への移行のための準備が、まだ整っていない方

⇒移行準備の間、「特定活動(4か月・就労可)」への在留資格変更が可能です。

※今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています。

※「技能実習3号」を修了される方も対象となります。

※既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

④「技能実習3号」への移行を希望される方

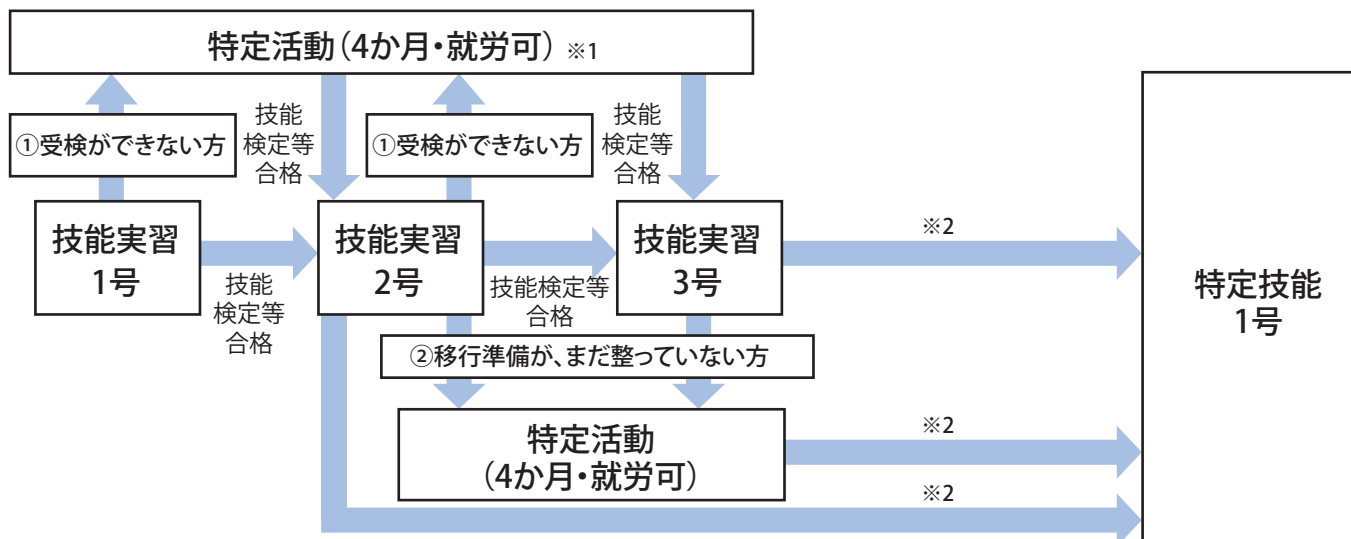
⇒優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた 技能実習生の在留諸申請の取り扱いについて(チャート図)

1.引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方 ②「特定技能1号」への移行準備が、まだ整っていない方 ③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手続きをとることができます。



2.本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、**本国への帰国が困難な方**は、「**短期滞在(90日・就労不可)**」又は「**特定活動(3ヶ月・就労可)**」への在留資格変更が可能です(帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です)。

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。

※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験(技能、日本語)が免除されます。

新型コロナウイルス感染症関係Q&A (建築物衛生法関連)について

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症関係Q&A(建築物衛生法関連)が公開されましたので、お知らせいたします。

特定建築物維持管理権原者の方へ

Q 建築物衛生法に基づく定期的空気環境測定や貯水槽の清掃などは、新型コロナウイルス感染症が発生している段階でも、法に基づき実施しなければいけませんか？

A 特定建築物維持管理権原者は、建築物環境衛生管理基準に従って、空気環境の測定を2月以内ごとに1回実施することや、貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回実施することなどにより、特定建築物の維持管理をしなければならないこととされています。

建築物環境衛生管理基準は、環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めたものであり、新型コロナウイルス感染症が発生している段階においても遵守する必要がありますので、空気環境の測定や貯水槽の清掃などについては、引き続き、定期的実施してください。

なお、地域によっては、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生することにより当該特定建築物が利用されない状況になるなど、やむを得ない事由により、定期に実施することが困難な場合が想定されます。このような場合は、実施できない理由を帳簿に記録するとともに、実施が可能となった場合は速やかに空気環境の測定等を実施するなどの対応が考えられますので、詳しくは最寄りの保健所にご相談ください。

2020(令和2)年度 定時社員総会 についてのお知らせ

「ビルメン FUKUOKA」3月号にて、今年度の定時社員総会の日程(開催予定日:5月22日)をお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、一旦中止とさせていただきます。なお、今後の状況変化によって延期による開催や規模の縮小、開催方法等などを検討いたしますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社 テクノ技研

- 変更事項 住所
- 変更日 令和2年3月30日
- 【新】福岡市中央区大手門2-9-23
- 【旧】福岡市中央区港2-4-31 DAIANビル1F

西鉄ビルマネージメント株式会社

- 変更事項 ①代表者 ②協会担当者
- 変更日 令和2年4月1日
- ①【新】代表取締役社長 大石 繁男
【旧】代表取締役社長 白井 真寛
- ②【新】環境チーム係員 北原 友紀
【旧】環境チーム係長 山下 浩平



株式会社 スピナ

- 変更事項 代表者
- 変更日 令和2年4月1日
- 【新】代表取締役社長 野寄 武秀
- 【旧】代表取締役社長 松尾 利浩

平山商会株式会社

- 変更事項 退会
- 変更日 令和2年3月31日

株式会社 サン・メンテナンス

- 変更事項 退会
- 変更日 令和2年3月31日

賛助会員に関する各種変更のお知らせ



シェル商事株式会社福岡支店

- 変更事項 ①代表者
②協会担当者
③メールアドレス
- 変更日 令和2年4月1日

- ①【新】支店長 吉次 竜也
【旧】執行役員福岡支店長 福原 賛二
- ②【新】支店長 吉次 竜也
【旧】福岡支店長 部長 小串 昌治
- ③【新】tatsuya-yoshitsugu@shell-syoji.co.jp
【旧】sanji-fukuhara@shell-syoji.co.jp

アマノ株式会社 福岡支店

- 変更事項 協会担当者
- 変更日 令和2年4月1日
- 【新】主査 横田 真吾
- 【旧】主幹 加藤 宏二

青年部新入会員紹介



九州クリーン工業 株式会社

- 専務取締役 鳴海 賢治
- 所在地
福岡市早良区早良7丁目1-26
TEL 092-403-3010
FAX 092-403-3012
入会年月 令和2年3月

5月 行事予定

22	金	14:00~ 第119回理事会	開催場所:未定
----	---	--------------------	---------

お忘れなく 毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

5月 各地の主な催し

【福岡地区】

20日 ふくつの鯛茶漬けフェア<~7月5日>(福津市)

【北九州地区】

3日 曾根の神幸行事〔開作神事〕(北九州市小倉南区)
上旬 築上町内神幸祭 神楽奉納
(国指定無形民俗文化財)(築上町)

【筑豊地区】

4日 田原正八幡神社神幸祭杖染
(県指定無形民俗文化財)(川崎町)

【筑後地区】

2日 献茶祭(八女市黒木町/霊巖寺)
2日 一の瀬焼各窯元春の新作展<~6日>(うきは市)

紹介している催しは、場合により変更されることがあります。
お出かけの際は各市町村のホームページ等でご確認ください。

2019年度 1級ビルクリーニング技能検定合格者数

	受検者数	合格者数	合格率
全国	1,936名 [※]	738名	38.1%
九州	132名	52名	39.4%
福岡県	48名	21名	43.8%
実技直前講習会受講	15名	13名	86.7%
		実技一部合格 2名	—

※全国は受検申込者数を示す。